

保育者養成の問題



ひなこ
太郎



一、その制度における問題

現在、わが国の保育者は、学校教育機関としての幼稚園と児童福祉施設としての保育所とわかれしており、それぞれ、幼稚園教諭、保育所保母としての資格を授与するという制度の下で養成されていることは衆知のとおりである。換言すれば、いわゆる二元的な養成制度を採っているわけである。しかも、保母養成の方は、単に保育所のそれのみを目的とせず、児童福祉施設のすべてに共通の資格を与えるようになっているから、その内容も決して單一的なものではない。

そのため、例えば大学教育学科を卒業し、幼稚園教諭一級免許

を取得したものでも現制度の下では、保母としては別個にその資格を取得する必要がおきたり、逆に、長らく保育所の施設長であり、かつ教育学科出身、幼稚園教諭一級免許所有者が、幼稚園長には、教育機関における経験皆無の故をもって不適格とされといった法規、制度上はとも角、一般常識から見ると一見矛盾した事実がしばしば見られる。

このような点に関して、もちろん、近年、保母養成カリキュラムの改訂が為され、従来よりは、やや幼稚園教諭養成カリキュラムとの差が緩和されたとはいうものの、もっと抜本的な保育者養成制度が考えられる必要があると思われる。

さて、保育者養成制度を改訂しようとする際に、その根底にあらる幼稚園と保育所の相違をどのように理解し把握するかによつて

それが非常に異なった結果を生むであろうということは想像に難くない。

つまり、学校教育機関と児童福祉施設との目的、内容、方法などの相違をどの程度のものとして、把握するかということが、論議の分岐点となるのである。どの点が同じで、どの点が異なるか

という分析の結果、両者の間隙を埋める必要のある点についてのみ、カリキュラムなどで調整し、同一の点については全く同じ取り扱い方をしていくという半一元論的な考え方、全く同じカリキュラムでよいという完全な一元論的な考え方、さらに現行の如く全く別個のものと考える二元論的な考え方まで多種多様である。

この点、少なくとも現在、かなり多数の人々のもつてている意見には、半一元論的な傾向のものが多くこの場合学生は、幼稚園教諭養成課程に、ごく僅かな教科目を添加することにより、幼稚園、保育所共通の免許を取得できるとするものである。

(現在これにやや類似の方法がとられてはいるものの、根本においては未だ二元論からぬけ切れないため、実績上はそれほどの効果をあげているとは思われない)この傾向をもっと強めてカリキュラムを一本化し、幼稚園教諭と保育所保母とは、同一の課程と免許とすることにすれば大変にすっきりしてくる。(ただし、この場合、他の児童福祉施設の保母に関しては別途に必要な教科

目を添加することとする)このことは、現在の幼稚園、保育所の実態から見れば、何ら問題のない処置なのであるが、それが容易には解決されないところに一つの問題があるといつてよい。

二元論的立場に立つ児童福祉関係者が、しばしば指摘する両者の相違は、その保育する対象の年齢層のちがいという点である。これも保育所保母と施設保母を分離することによって、幼稚園のそれとの間に、さほどの差は認められなくなるし、乳児、低年齢小児(三歳以前)に関することは、児童心理学、実習その他あらゆる点で幼稚園教諭といえどもじゅうぶんに理解しておくことが望ましいのであるから、両者の一元化は困難ではない。

また同時に幼稚園関係者が力説する学校教育であるという考え方も、実際に保育所における保育との差を認識させ、納得させるほど明確なものではないから、これまた一元化を妨げる決定的理由とはなり得ない。

幼稚園、保育所という二種の保育施設を一元化することはとも角として、少なくとも幼稚園教諭と保育所保母の資格を一元化すること自体にはそれほど困難な問題はないと思われる。

なお、これと関連して、いま一つ重要な問題は、その養成年限と養成機関の運営形態であるが、これについては、第四項のところであることをとする。

一、養成の目的とカリキュラム上の問題

「」でいう「養成の目的」とは「どのような保育者を養成しようとしているか」ということである。一体、保育者とか、教師養成機関においても、また受け入れ側の保育施設にしても、「すぐ役立つ人間」という要請度が高い。このことは保育の対象が、可塑性の高い人間の子どもということからすれば当然すぎるほど当然なことなのであるが、ただ問題は、現場で何がもつとも保育者として重要なものなのかという点に関して、このことは換言すると

保育内容自体の考え方について、かなりいろいろな解釈がなされているという現実である。それによって「すぐ役立つ人間」といっても内容は著しく異なってすることはいうまでもない。

例え、ピアノ演奏の能力は、現実に、第一条件としてあげられるが、保育内容の考え方を変えれば、必ずしも主要条件とはなり得ない。しかし、反面、現代の社会において、人格、基本的知識さえ備えておればそれでよいとはいえない。たしかに、保育者、教育者とよばれる職業も、他の分野におけると同様に経験によって学ぶという試行錯誤的訓練法が採られてきたことは事実であるし、今後といえども、かかる傾向のあることは否定できないであろう。

しかしこの保育者側を育てる試行錯誤的行為は、保育対象である子どもの側から見れば、きわめて迷惑なことであり、被害者ですらあるといわなければならない。したがって、子どもの被害を最低限にとどめるためには、どうしても養成機関において教職的教養（その中心は教育的人間性の養成と教育技術の習慣における）を学生に付与することが必要なのである。子どもの幸福の一助ともなんらんとして保育者を目指したもののが、結果においては、子どもに対し罪を犯すことになったのは本末転倒であろう。ただ問題なのは、教職的教養の内容である。

つまりカリキュラムでは、それをどのように表現するかという具体的な問題において教職的教養をとらえる必要があるということである。この点、一つの障害となるのは、現行の幼稚園を含む教職課程、保母養成課程の内容であろう。この教職課程の内容は、いうまでもなく教育職員免許法その他との関連もあり、その上、大学並びに短大そのもののあり方とも密接な関係のある問題であるから、容易に改訂することは不可能だとしても、早晚、何らかの処置をとる必要のあることである。

「」では、この点、単に私なりの基本線を示すにとどめておきたい。すなわち、

1 教職の意義を理解せしめるに足るものであること。

2 教科目と教育実習の関係を、もつと一体化したものとすること、そのためには現行の短大、大学そのもののカリキュラムにおける講義科目並びに単位数を限定する必要がある。

3 児童理解という点に重点をおいたものとなるよう配慮すること、現在は、ややもすると子どもをいかにとりあつかうかという点に重点がおかれてきている。

4 教師、保育者という職業人の育成も重要であるが、その前に「教育的人間」の育成を第一義とすることが必要である。

5 カリキュラム自体が、全体に一貫して平板であり、とくに短大のように二年間という短期の場合、それを学生が自分自身の能力で統合することは不可能である。この点、教科そのものの性格、内容も再考の余地がある。換言すると、教科そのものが、統合された形式、内容で教授されるべきであろう。

三、保育科学生の適性、資質などをめぐる問題（とくに高等学校における進学指導、職業指導を中心にして）

保育科を志望するものの九〇数%は、その志望の理由として「子どもへの愛情」をあげる。また、高校の進学指導、職業指導の

教師も「子ども向き」、「まじめ」といったことから、生徒に保育科への進学をすすめる傾向がある。このこと自体は誤っていないし、とくに「子どもへの愛情」とか、「子どもに好かれる」、「子どもに向いている」といったことは、保育者として重要な要素であることに間違はないと思う。

しかし注目すべきなのは往々にして、單にこれだけの理由から、保育者たらんとするものが意外に多いということである。「子どもへの愛情」ということは、保育者としての必要条件ではあるとしても、決して、十分条件ではない。この他、保育者としての種々な適性条件を基本的にしているか否かが問題なのである。例えば、健康であること、運動機能に異常のないこと、一般的教養のあること、さらに音楽性の備わっていることといった教職適性はもちろん、根本的には人柄はどうであるかといったことも考えなくてはならない。実際に、このような人物が、保育をしたのでは、子どもへの悪影響があるといった生徒を推せんしてくる例もあるが、これなどは高校側の誠意、生徒を観る眼を疑いたくなる。

とくに保育者養成の短大、各種学校の増加は、これまでの求人難を打開してきたのみでなく、今年あたりからは、地域によっては、再び求職難に陥る傾向も見え始めているから、養成機関に

しても、経費の観点からのみ学生数を増加させていくことはできにくくなっている。本当に将来保育者として働くという意

欲もあり、かつ適性・資質のあるもののみを精選して入学させる傾向が生じてきているし、そのことが、需要・供給の調整と同時に、一般保育者の資質向上にもなるという認識の上に立つようになりつつある。

ただ、この場合に生じやすい一つの問題は、保育者に、必ずしも、一般的入試合格者が適しているとは限らないということであろう。これは、前にも述べたように、保育者は、教職につくものであるが、その職業的教養、能力よりも、教育的人間であることが好ましいからに他ならない。この点、保育者養成機関においては、独自の選抜方法（一種の保育者適性検査による方法）を考える必要があるとともに、高校に対する啓蒙運動なども考りよしなければならないと思う。

実際、実習を通じて、保育者の職務が決して生易しいものではないことを知り、自信喪失する学生の多いことを思うとき、今少し、高校側で保育者の職務内容についてよく理解して生徒の職業指導に当たられていたらと考えさせられることが、しばしばあることを付記しておきたい。

四、養成機関における問題

先に述べたように保育者の養成は、大学、短大、各種学校、保育専門学校、通信教育など、きわめて多種類の形式、方法で行なわれているが、その主力を占めるものは、短大、各種学校など、幼稚園教諭、保母ともに二年間の形式のものである。とくに保育短大の増加は著しく、ところによつては、その地域の需要の数倍にものぼる卒業生を輩出している。

その反面、保育科設置に際して、とくに地方においては、短大教授の資格を有する人材を得ることが次第に困難になつており、このことは特に「保育内容研究」の分野においてもつとも著しいといわれている。また、そのため専門の科目の科目以外のものを講義せざるを得ないといったケースのあることも仄聞している。

このような問題は、養成機関が増加して、多数の保育者を供給できるようになった反面、その卒業生の質について疑問を抱かざるを得ないという別の問題をも生むものである。端的にいえば、そろそろ、現状では、短大、各種学校はもちろんのこと、大学にしても、保育専門の学識経験者を得ることが困難になつており、保育科関係の学校設置や、学科増設がそろそろ限界に來ていることを物語っているのである。

一方、四年制大学においては、保育者養成のための教職課程を

設けているところ自体がきわめて少ないばかりでなく、その多くは、教育学科、児童学科に併設開講されており、大半は、小学校教諭免許とあわせ取得する様式を採用しているため、免許そのものは、短大、各種学校が二級であるに反して、一級が与えられてはいるが、実際面では、教養、知識、技能その他、決して十分とはいえない状況である。しかも、現場では、四年制大学卒の一級免許所有者より、短大卒の二級免許所有者への要求度が強いから、折角一級免許は取得しても、小学校へ就職するものの方が圧倒的に多いという事実も見逃してはならない。

従つて、四年制大学においては、未だに幼稚園教諭の養成、あるいは幼児教育に関して決して積極的ではなく、半ば附隨的なものと見ていているといつても、誤りではないであろう。本来、四年制大学出身の保育者は、実地の経験を積んだ上で、将来幼児教育全般の指導に当たることが好ましいのであるが、現状では、これは望むべくもない。ただ、最近、幼稚園のみの教職課程履修希望者が、ごく僅かずつはあるが増してきているときくし、筆者の大學においても、その傾向が目立ってきている。しかし、このことは、大学において幼稚園教職課程をより充実せねばならないことを意味する故、これまた保育専攻者の不足という厳しい現実に直

面せざるを得ないのである。

さらに、養成機関における問題として、保育実習をあげなければならない。多くの場合、養成大学、短大付属の幼稚園は、小規模のものが多い。いうまでもなくそれは、付属幼稚園が、各地域において、一つの模範、ないし標準とされるから、当然のことながら、できるだけ理想に近いことを自他ともに要求するからである。したがって、付属幼稚園のみでは、保育者養成課程の学生全員の実習を受け入れることは、多くの場合に不可能である。

その場合、大半の養成機関においては、学外に、「実習協力園」と通常よばれている実習園を依頼して、保育実習を行なつている。しかし、実習協力園における実習は、その指導をほとんどその園の教諭に委ねているのが実情である。そのため、各協力園がいかによく指導したとしても、園による指導方針、内容などには差が生じやすい。そして、学生数が増加すれば、当然、実習協力園の数も増加せざるを得ないから、この傾向はますます著しくならざるを得ないし、学生の指導、管理の上からも、決して望ましいことではない。

やはり、学生数の制限、付属園数を増すとともに、付属園が、大学の教職課程の上で、大学と密接な関連性を持つことが必要である。例えば、某短大では、三ヵ所の付属園（園児数合計一八〇

名)を持ち、学生数は一学年六〇名にすぎないから、完全にこの条件に適合しているのみでなく、各附属園の責任者は、すべて短大の卒業生であり、かつ短大の「保育内容」を担当しており、ほぼ理想状態に近いといえよう。このように、ほぼ条件が満足されていれば、学生は、つねに附属園との連携を保つことにさほど困難もなく、かつ実習日数も容易に増加し得る。

さらに、この方法によれば、実習と教科の統合がかなり容易になると考えられる。実習と教科の統合とは、実習において学生が感じた疑問、あるいは必要と感じた技術、能力を教科の中において解決、充足し得ることを意味する。この点、デンマーク、西ドイツなどの実習方法は極めて卓抜している。例えば、デンマークにおいては、高校卒業後、半年間の実習体験者でなければ保育者養成機関への入学は許可されない。実習が入学条件となっているのである。

また西ドイツでは、地区により多少の差はあるが、二年間の養成課程履修後、かなり長期(二二三年)の試補期間が実習に当たられている。

わが国でも、二年間の課程中、最初の二三週間をまず実習に当て、この期間内に保育者という職務に関する理解を深めさせ、その後、教科修習を行ない、二年目に四週間程度の実習を体

験されば、ほぼ同様の効果をあげ得ると思われる。ただし、この場合、履修科目の削減、単位数の減少が必要となることはいうまでもない。そして、ここでも再び養成カリキュラムの再検討、とくにいくつかの教科の統合が望まれてくるのである。

五、需要、供給をめぐる問題

保育者養成機関が増加し、かつ保育者の定着度が高まれば、需要、供給の不均衡が生ずるであろうことは想像に難くない。ただ、問題なのは、この不均衡が、保育者の初任給や待遇全般に悪い影響を与える危険性があるということである。

養成機関側では、保育科のみの單科大学はさておき、他の学科をも併設している場合、他学科の保育教職以外への就職者における初任給と保育関係のそれとの比較が学生の関心の的となり、保育科出身者が他の職種に流出すること、またそのことが保育科の質的低下の遠因ともなりかねないことを憂慮せざるを得ない。やはり、保育者としての最低給与額が、他の職種より下まわることのないよう養成機関と現場の保育施設との間に話し合いがなされることが必要であると思う。